補助・助成

鳥獣被害防止総合対策事業

平成23年度に、農林水産省の直接採択事業「鳥獣被害防止総合対策事業」が実施される見込みです。香美市では、次のとおり、事業要望の受付を行います。

施設の種類	補助対象経費および補助率	補助対象者
新規防護柵	柵用機材の購入費の1／2以内	農林業者の方(面積要件はありません)
既製品の囲いわな 既製品の箱わな	捕獲機材の購入費の1／2以内	わな猟免許を取得し当該年度に高知県に狩猟者登録をしている方がいる集落（3戸以上を目安とします）

なお、審査の上で事業量の調整、または不採択となる場合がありますのでご了承ください。

【締切日】2月28日（月）

【問い合わせ先】林政課☎58・3120

寄付

香美市社会福祉協議会へ

西村芳成氏議長就任祝賀チャリティゴルフコンペが行われ、金一封を寄付されました。

その他

特定（産業別）最低賃金が改正されました

高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金が改正されました。

▼時間額 738円

県内の最低賃金には、このほかに、高知県最低賃金（時間額642円）、高知県一般貨物自動車運送業最低賃金、高知県道路貨物運送業最低賃金があります。

【問い合わせ先】高知労働局賃金室 ☎088・885・6024

雇用を生み出す事業の立ち上げに対し、助成を行います

香美市では、雇用失業情勢が厳しい状況の中、地域における新たな雇用機会の創出を図るために、**高知県ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金**を活用して、民間の自由な発想や企画を活かした事業について、助成を行います。新規事業に進出をお考えの事業者様は、ぜひ応募をご検討ください。

（1）募集事業の内容
次の10分野に該当し、新たに失業者を継続的に雇い入れて行う事業とします。
①介護・福祉　②子育て　③医療　④産業振興　⑤情報通信
⑥観光　⑦環境　⑧農林漁業　⑨治安・防災　⑩教育・文化

（2）事業の用件
・新たに雇用を創出する事業であり、雇用機会を創出する効果が高い事業であること。
・市内のニーズがあり、今後の地域の発展及び市内における継続的な雇用が期待される事業であること。
・事業費のうち、失業者から新規雇用する労働者の人件費が2分の1以上であることなど。

（3）応募資格　市内に本社または営業所等を有する民間団体等

（4）事業説明会　日時　1月14日（金）13時30分～
場所　中央公民館2階会議室

（5）応募期間　1月17日（月）～1月28日（金）

（6）応募方法
香美市公式ホームページから応募申込書等の提出関連の様式をダウンロードのうえ、応募書類を持参してください。
※応募のあった事業については、審査委員会を通して審査・選定のうえ、さらに県の事業採択を受けてから、市の委託事業として提案者と契約したうえで実施するものです。

（7）委託事業・対象経費
人件費および、その他の経費（事業に必要な経費）

【問い合わせ・応募先】商工観光課　☎53－1084

長寿手帳のご案内

65歳を迎えられた方に、その長寿を願って、**長寿手帳**を発行しています。手帳の提示により、県立や市町村立施設に**無料**または**割引料金**で入場できます。また、映画館はシニア料金で入場できます。

【対象者】市内在住で満65歳以上の方

【申請時に必要な物】
健康保険証や運転免許証などご本人の年齢が確認できる物
※印鑑は必要ありません。

【受付場所】
福祉事務所、香北支所、物部支所、繁藤出張所

【問い合わせ先】
福祉事務所　☎53－3117

水道を凍結から守りましょう

気温が低くなると、給水管や蛇口が凍って水が出なくなったり、破裂したりする凍結事故が多くなります。屋外にある蛇口やむき出しになっている管などは、専用の保温材か布切れ、毛布などで巻き凍結から守ってください。

万一ひび割れや、破裂したときはまずメーターボックス内の止水栓を閉め、指定工事店で修理をお願いします。

【問い合わせ先】水道課☎53・1086

インフルエンザ予防接種について

65歳以上の一部公費負担期間は平成23年1月31日(月)までとなっています。

また、接種費用が免除される方（生活保護世帯・非課税世帯）の自己負担金免除証明書の有効期限も平成23年1月31日(月)までです。証明書の交付を受けずに医療機関の窓口で接種費用を支払った場合は、払い戻しをしませんのでお問い合わせください。

インフルエンザワクチンが十分な有効性を維持する期間は、接種後約2週間から約5カ月とされています。インフルエンザの予防のために、流行前の接種をお勧めします。

【問い合わせ先】健康づくり推進課☎59・3151

鳥を飼育されている皆さまへ 鳥インフルエンザの発生を防ぎましょう！

鳥インフルエンザの発生予防には、次のような、対策をとりましょう。

①飼育施設やその周囲を清潔に保ちましょう。

②飼育施設には、野鳥や野生動物が侵入しないように金網やネットをかけましょう。（2㎝角目以下が目安）

③飼育施設に入る時は、専用の服や、はき物を身に付けましょう。

④飼育場所の出入口に、踏込み消毒槽やアルコールスプレー等を備えて、足もとや手指の消毒を、しっかりと行いましょう。消毒薬は、薬局・薬店等で市販されているもので十分に効果があります。

飼育している鳥が連続して死亡するなどの異常がみられた場合は、すぐに家畜保健衛生所か獣医師にご連絡ください。

【問い合わせ・連絡先】中央家畜保健衛生所香長支所☎52・3069

【夜間・休日の連絡先】県庁代表☎088・823・1111

高知地方法務局の庁舎移転のお知らせ

高知地方法務局は、新庁舎に移転することとなりました。

【移転日】2月14日（月）

【新所在地】〒780－8509 高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎

※電話番号に変更はありません。

【問い合わせ先】高知地方法務局 ☎088・822・3331

物部歯科診療所の移転について

施設の老朽化により、物部歯科診療所を奥物部ふれあいプラザ内に移転します。

移転日　1月12日（水）

なお、現施設での診療は1月8日(土)までとなります。

物部歯科診療所　☎58－4768
※電話番号に変更はありません。

ダム湖
至香北町
国道195号
奥物部ふれあいプラザ
至　岡ノ内

【問い合わせ先】
健康づくり推進課　☎59－3151